

## X V 情報公開・説明責任

### 【到達目標】

前回指摘を受けた財務情報について、早期公開を目指す。また、自己点検・評価結果を始めとする様々な情報の公開についても、報告書等印刷物の作成・配布、本学ホームページの活用等を通じて、一層の拡大を図る。

### 1. 財政公開

(1) 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

#### 【現状】【改善実施状況】

前回（平成 15（2003）年度）の加盟判定審査において、財政公開につき勧告をうけている。内容は「平成 13（2001）年に施行した白百合学園財務情報開示規程が著しく制限的であり、財政公開の姿勢として不十分である。」との指摘であった。前回の指摘を受けて、その後理事会の承認のもとで平成 16（2004）年 11 月に平成 15（2003）年度の決算報告書 3 表（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）を、教職員に説明（教員には教授会で、職員には職員全体会において）し、同年 12 月発行の大学広報誌「リスブラン」第 45 号に掲載した。その後、本学の決算報告書 3 表は毎年度 6 月発行の大学広報誌に掲載している。大学広報誌は本学の教職員、在学生はもとより県内の高校、大学を含む教育機関、報道機関や本学主催の行事（公開講座、オープンキャンパス）を通じて広く社会に配布すると同時に、本学ホームページ

(<http://www.sendai-shirayuri.ac.jp/>) にも（PDF 形式）掲載している。

表 1 5-1 大学広報誌「リスブラン」の配布先

主な配布先	部数（概数）
在学生	1,300
教職員（非常勤を含む）	250
姉妹校（教職員、生徒等）	850
大学（県内他）	60
高校（県内他）	100
報道機関他	40
退職者	50
教会関係	20
保護者（保護者会参加者）	100
その他（公開講座、オープンキャンパス等で配布）	730
計	3,500

また本学は学校法人白百合学園の一部門としての位置づけであるため法人全体の財務情報の公開については、平成 17（2005）年 4 月に施行した「学校法人白百合学園 書類

閲覧規則」で私立学校法 47 条第 2 項に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を学生、保護者、教職員、その他利害関係人（法律上の権利義務関係を有する者）が閲覧できるようにした。さらに広く説明責任を果たし、積極的な財務情報を提供するために、平成 18（2006）年 9 月から学校法人白百合学園のホームページ（<http://shirayuri-gakuen.ac.jp/>）を開設し、学園資料の公開の一環として上述財務情報をすべて公開するようにした。本学のホームページからはトップページにある学校法人白百合学園のボタンをクリックして法人のホームページにリンク検索することができる。

#### 【点検・評価】【将来の改善・改革に向けた方策】

前回の審査時に指摘された内容（上述）については、学校法人白百合学園全体或いは部門としての本学の財務の公開については順次改善を図ってきたといえる。この分野で更なる説明責任を果たしていくには、更に記載内容・方法に工夫をこらして、分かりやすいものにしていくことを今後の課題としたい。

## 2. 情報公開請求への対応

### (1) 情報公開請求への対応状況とその適切性

#### 【現状】

本学では平成 17（2005）年 10 月に個人情報保護規程を制定したが、そのなかで学生、教職員等（保護者、卒業生、入学志願者等を含む）からの個人情報の開示請求に対してその対応手順を定め（規程第 8 条～第 10 条参照）、本学ホームページに掲載している。本規程を制定して以来入学志願者の入試結果につき本人からの開示請求が 1 件あったことを除いては、現在のところ当該規程を適用しての開示請求はない。

また前述したが、財務情報の閲覧請求に関しては平成 17（2005）年 4 月に施行した「学校法人白百合学園 書類閲覧規則」で学校法人白百合学園全体及び部門としての本学の「財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書及び監査報告書」を学生、保護者、教職員、その他利害関係人（法律上の権利義務関係を有する者）が閲覧できるようにした。本規程を制定して以来、現在のところ当該規程を適用しての開示請求はない。

#### 【点検・評価】【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも様々な情報公開・開示の要望に対しては、本学における教育活動に与える影響、公共の福祉等を勘案しながら誠意をもってオープンに対応していきたい。

## 3. 自己点検・評価

### (1) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

### (2) 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

#### 【現状】

平成 16（2004）年 3 月に大学認証機関である大学基準協会から大学基準適合と認定されたが、その際再考を指摘された部分を改善、修正したものを「自己点検評価報告書 2004」として製本し、大学、高校、教職員（非常勤教員を含む）等宛に配布している。

表 15-2 自己点検・評価報告書の配布先

配布先	冊数
文部科学省	15
大学基準協会会員大学	596
カトリック大学	22
宮城県内高校	97
姉妹校（高校）	7
仙台、盛岡姉妹校教員	131
本学教職員	230
計	1,098

また 2006（平成 18）年 9 月には本学ホームページをリニューアルしたタイミングで同報告書を（PDF 形式で）公表し、社会への説明責任を果たしている。

上述の報告書及びホームページ上には大学基準協会から「大学基準に適合していると認定」された評価結果、総評、指摘事項等は含まれていないが、大学基準協会の認定マークを本学ホームページや大学案内等に掲載し、認証評価機関からの認定校であることを広く公表している。

「自己点検評価報告書 2004」の他には「授業評価アンケート結果」について、平成 18（2006）年度前期実施分を製本して教職員（非常勤を含む）宛に配布すると共に、在学生が図書館で閲覧できるようにしている。

#### 【点検・評価】【将来の改善・改革に向けた方策】

1996 年に本学が開設されて以来、2003（平成 15）年に外部評価としてはじめて大学基準協会加盟判定審査を受けたが、残念ながら自己点検・評価が定着していたとは言い難い（XIV 自己点検・評価参照）。外部機関（大学基準協会）による自己点検・評価の機会だけではなくむしろ本来的には日々の自己点検・評価活動の実施・推進とその結果を定期的（例、二年に一回）に情報公開（「現状と課題」「大学基礎データ」「教員の教育・研究活動」「学生による授業評価」等）していくことが肝要である。また同時に、授業評価アンケート結果の公開や選任教員の教育・研究業績書の公開に伴う、個人情報の取り扱いにも十分な配慮が必要である。

現在大学基準協会加盟後はじめての相互評価を受けるべく準備を進めているが、この度の評価結果についても、報告書の刊行・配布やホームページ等を通じて公表し、広く情報を公開することとしている。